

契約の締結について

(仮称)新松戸地域学校跡地有効活用施設の整備に伴う既存施設等の解体撤去工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 契約の目的 (仮称)新松戸地域学校跡地有効活用施設の整備に伴う既存施設等の解体撤去工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 3 契約金額 308,049,000円
- 4 契約の相手方 (代表者)
松戸市常盤平五丁目24番地の1
PPP新松戸株式会社
代表取締役 藤 澤 昌 宏
(解体撤去工事担当事業者)
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本建設株式会社
代表取締役 金 網 一 男

提 案 理 由

新松戸地域学校跡地有効活用事業の実施に当たり、松戸市立新松戸北中学校跡地及び松戸市立新松戸北小学校跡地の既存施設等を解体撤去するため。